

広島県告示第九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を廃止した事業所	所在地	サービスの種類	廃止年月日
三笠建設株式会社	福山市神村町の五	介護サービスみかさ	福山市神村町一六三四番地の五	介護予防訪問介護	平成二十二年一月三〇日
株式会社タオワークスコーポレーション	広島市西区三篠町三丁目一〇五号	ヘルパーステーションひのき	広島市西区三篠町二丁目一五番二号	介護予防訪問介護	平成二十二年二月三一日
株式会社アトラス	広島市安佐北区小原町一三〇番地二	おだやかな園短期入所生活介護事業所	広島市安佐北区小原町一三〇番地二	介護予防短期入所生活介護	平成二十二年二月三一日
シードネットワークシステム有限公司	安芸郡熊野町中溝四丁目二一八	すみれ介護ステーション熊野	安芸郡熊野町中溝四丁目二一八	介護予防訪問介護	平成二十二年二月三一日
シードネットワークシステム有限公司	安芸郡熊野町中溝四丁目二一八	デイサービス在宅所かむながら	安芸郡熊野町初神九八一五番地七	介護予防通所介護	平成二十二年二月三一日